

「久御山町みなくるタウン企業立地促進条例」(案)及び「久御山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(通称:久御山町みなくるタウン環境施設面積・緑地面積緩和条例)」(案)に関する意見の募集について

令和5年9月26日

久御山町都市整備部新市街地整備課

久御山町では、町内の佐古・林・市田地区で計画しております「みなくるタウン産業立地促進ゾーン」内に本町のものづくり産業を牽引し、脱炭素経営に取り組む企業の立地を効果的に進めるため、「久御山町みなくるタウン企業立地促進条例」及び「久御山町みなくるタウン環境施設面積・緑地面積緩和条例」の制定を進めておりますので、広く皆さんからのご意見を募集します。

## 1. ご意見募集期間

令和5年9月26日(火)から令和5年10月25日(水)まで

## 2. 対象者

町内在住、在勤、在学の方、本条例に利害関係を有する(進出希望)企業

## 3. 閲覧方法

条例(案)の内容は、新市街地整備課・ゆうホール・総合体育館・いきいきホール・荒見苑・まちの駅クロスピアくみやま・あいあいホールで閲覧できます。また町ホームページ、町公式LINEでも閲覧できます。

## 4. ご意見の提出方法

別添の意見書または任意の用紙に「久御山町みなくるタウン関連条例」(案)と記載の上、住所、氏名、在勤・在学の方、本条例に利害関係を有する企業の方は会社・学校名を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

○持参：久御山町役場2階 新市街地整備課

○郵送：〒613-8585(住所不要)久御山町役場新市街地整備課あて

○FAX：075-631-6149

○Eメール：shigaichi@town.kumiyama.lg.jp

いただきましたご意見は、回答とあわせて、後日、町ホームページ上に公開します。個別での回答はいたしかねますので、ご了承ください。

### 【問い合わせ先】

久御山町都市整備部新市街地整備課

電話：075-631-9903 / 0774-45-3904

FAX：075-631-6149

E-MAIL：shigaichi@town.kumiyama.lg.jp